

審査基準及び標準処理期間

所属名	京都府水産事務所 漁政課 漁港漁場担当
内線番号	76

No.	項目	内容
①		漁港施設使用許可等
②	法令名	京都府漁港管理条例
③	法令番号	昭和35年条例第7号
④	根拠条項	第9条第1項
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:京都府水産事務所長)
⑥	法令の定め	<ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 次に掲げる者は、知事の許可を受けなければならない。 (1)府有施設(法第39条第5項の規定により知事が指定する区域内に存する施設に限る。)のうち知事が告示により指定する施設を使用しようとする者 (2)府有施設を当該施設の目的以外の目的に使用しようとする者 (3)府有施設(水域施設を除く。)を占有し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者
⑦	審査基準	<p>次の各号の要件を満たす場合において許可を与える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用計画に定められた利用目的と一致すること (但し、軽微な処分で本来の用途又はその目的を妨げない限度においてするもの、又は漁港の機能に支障を与える恐れのないもの、若しくは当該処分をすることにより漁港施設の効用を増進するものについては、この限りでない) ・補助金等に係る予算の適正化に関する法律第22条の規定による承認を得ていること ・漁港管理上、特に支障のない範囲であること ・工作物等の規模・構造等が適正なものであること
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)申請のあった日から30日以内
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	申請のあった日から30日以内
⑫	問合せ	京都府水産事務所 漁政課 漁港漁場担当(0772-22-4436)
⑬	備考	京都府漁港管理規則第6条第1項(3)に定める様式にて申請のこと。